

増値税の仕入税額控除に必要な証憑と仕入控除期限

中国の「増値税」は商品販売・リース・役務提供取引などを対象とする流通税のひとつです。税務局から増値税の一般納税人の認定を受けた企業が増値税課税業務を行った際には、売上増値税を相手から預かり、増値税専用発票（相手先が一般消費者または小規模納税人の場合は普通発票）を発行し、この預かった売上増値税の金額から仕入先等に代金を支払った仕にかかる入増値税の金額を控除して税務局に納付すべき増値税額を計算します。

「帳簿方式」が採用されている日本の消費税とは異なり、中国の増値税については「インボイス方式」が採用されており、仕入税額を売上税額から控除するためには仕入先等から取得した増値税控除証憑（増値税専用発票等）が必要となります。

1. 仕入増値税控除のための証憑

《財政部と国家税務総局による鉄道運輸及び郵政業務についての営業税から増値税への変更に関する試点的通知》「財政(2013)106号」の付属文書1：營改増試験実施弁法の第二十二條では、この増値税控除証憑の種類を「増値税専用発票」、「税関輸入増値税専用納付」、「農産物買収発票或いは販売発票」、「中華人民共和国納税伝票」の4つに分類しています。

伝票種類	内容
増値税専用発票	貨物の販売先、加工修理業者または労務サービス労務の供給先より取得した増値税専用発票（運送業の増値税専用発票、自動車販売統一発票を含む）に明記された増値税税額は認証の上控除できる。
輸入増値税専用納付書	輸入貨物の通関手続きにおいて納税人が輸入増値税を納付して取得した納税伝票（輸入増値税専用発票）に記載された増値税額は認証のうえ控除できる。
農産物買収発票 農産物販売発票	農産物を購入する場合、増値税専用発票或いは税関の納税書の取得以外農産物購入の発票或いは販売発票に明記された売値及び13%の控除率により計算した仕入税額について控除できる。
汎用税金納付書	海外より提供されたサービスで、税務機関或いは国内代理人により発行された中華人民共和国納税伝票に明記された増値税税額は控除できる。

上記の各証憑を取得しても、その証憑が発票管理規定に適合しない場合（例：会社名の記入ミス等）や、その仕入が会社の課税売上に直接対応するモノでない場合（例：従業員の福利又は個人消費のための商品の購入）には仕入税額控除の対象とはなりません。

後者については日本の消費税では「課税売上割合」が一定以上の場合には、課税売上に対応する課税仕入とそれ以外の課税仕入と区分をせずに控除できますが、中国の「増値税」では明確に区分して課税売上に対応しない課税仕入に係る税額は控除の対象外としています。

2. 増値税控除証憑の認証・控除申告期間について

《増値税控除証憑の控除期間の調整に関する問題についての通知》国税函（2009）617号と《関輸入増値税専用証憑“先に批准し後で控除”管理方法の実行に関する問題についての公告》国家税務総局 税関総署公告 2013年第31号）の規定により、上記の4つの証憑のうち増値税専用発票と輸入増値税専用納付書については認証・控除申告期限がありますが、その他の2つの証憑については認証・控除申告に関する期限がありません。

伝票種類	内容
増値税専用発票	増値税一般納税人が取得した増値税専用発票、内陸河川国道貨物輸送業統一発票及び自動車販売統一発票は発票の発行日から180日以内に認証を行う必要があり、認証された翌月の申告期間内に仕入増値税の控除を申告する必要があります。
輸入増値税専用納付書	貨物の輸入で取得した増値税控除に適用する税関納付書は発票の発行日から180日以内に税関へ《税関納税伝票控除リスト》（電子データ）を報告する必要があります。

従来は取得した増値税控除証憑を税務機関に提出してシステムによる認証受ける手続きが行われていましたが、昨今は自社でインターネット上のシステムで認証を行う方法が多とられています。

また、認証を行った翌月に仕入税額控除の申告を行わないと、仕入増値税の控除は認められなくなります。認証を行った翌月の売上増値税の金額が申告する仕入税額よりも小さい場合でも、控除を行う旨の申告がされていれば、以後の各月で控除ができますので、認証と控除申告の一連の手続きを遅滞なく実施するようにしてください。

以上